

松戸市産後ケア事業

令和5年4月

(宿泊型・日帰り型・訪問型)

出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業を実施しています。お母さんと赤ちゃんへの心身のケアや育児のサポートを行い、産後の生活を支援します。



【松戸市産後ケア事業ホームページ】

利用できる方

□ 下記の全てに当てはまるお母さんと生後4か月未満の赤ちゃん

- ① 松戸市に住民登録がある方
- ② お母さんの体調不良や育児不安のある方
- ③ ご家族などからの援助が受けられない方

□ 母子のいずれかに入院や治療の必要がある場合、または感染症の疑いがある場合は原則として利用できません。産後ケア利用中に治療が必要になった場合は、安全上の理由から利用を中止していただくことがあります。

ケアの内容

- ① お母さんの心身の健康管理と生活面の助言・指導
- ② 赤ちゃんの健康状態の観察ポイントの助言
- ③ 沐浴・授乳等の育児指導
- ④ 育児相談や育児情報の提供など



※訪問型の場合、産後ヘルパーではありませんので、乳児だけの見守り、買い物・掃除・洗濯等の家事はいたしません。

利用期間

宿泊型、日帰り型、訪問型合わせて7日以内（宿泊型で1泊2日利用した場合は2日間のご利用となります。）

利用料

産後ケアの種類	利用料(1日あたり)		
	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	個室3,000円	個室1,500円	無料
	多床室2,250円	多床室1,125円	
	多胎一人につき400円追加	多胎一人につき200円追加	
日帰り型	2,000円	1,000円	無料
	多胎一人につき200円追加	多胎一人につき100円追加	
訪問型	1,000円	500円	無料
	多胎一人につき200円追加	多胎一人につき100円追加	

※宿泊型は1日3食(初日と最終日は2食)、日帰り型は昼食のみの提供です。食事をキャンセルしても料金は変わりません。

※委託施設によって、上記の他に別途実費が発生する場合があります。

委託施設

種類	施設名	住所・電話番号	対象者	利用期間			
				宿泊型		日帰り型	
				退院直後のみ	生後2か月未満	生後4か月未満	生後4か月未満
宿泊型・日帰り型	千葉西総合病院	松戸市金ヶ作107-1 047(384)8111	他院で出産した人も可			○	○
	綾瀬産婦人科併設 綾瀬産後ケア	東京都葛飾区小菅4-8-10 03(3838)6588			○(生後60日まで)		○(生後120日まで)
	東京リハ「サイト」病院	東京都荒川区南千住8-4-4 03(5850)0311				○	○
宿泊型	ファミール産院 いちかわ	市川市奉免町201-5 047(339)7033	○				○(生後120日まで)
	山口病院	船橋市西船5-24-2 047-335-1072	○				
	高橋レディースクリニック	三郷市采女1-232 048-950-1200			○		
訪問型	千葉愛友会記念病院	流山市鱸ヶ崎1-1 04(7159)1611			○(生後28日まで)		
	千葉県助産師会	自宅に何って、産後の母の体調・授乳・育児について指導・助言いたします(家事支援・託児ではありません)				○	

※委託施設の情報は、感染症や委託施設の状況により変更となる場合があります。

利用の流れ

1. 申し込み

出産予定日の2か月前から3週間前、または利用希望日の3週間前までに中央保健福祉センター（電話 047-366-7489）へ電話で申し込みをしてください。

2. 調査（ 年 月 日）

市の事業担当者(助産師等)が家庭訪問等をします。利用希望理由、ご家族の状況、希望のケア内容等を聞き取り、ケアプランを作成します。申請書の手続きを案内します。

3. 審査

申請書に基づき市が審査をします。審査後、利用決定通知書または却下通知書、ケアプランを発行します。

4. 施設へ予約・保健福祉センターへ電話連絡（ 年 月 日）

妊娠中に利用決定通知書を受け取った方は出産後、産後に利用決定通知書を受け取った方は受け取り後、速やかに施設へ電話し予約をお取りください。利用日が確定したら中央保健福祉センターに電話でお知らせください。

- 申請者本人からの電話予約をもってベッドが確保されます。満床の場合もありますのでお早めに予約をしてください。
- 施設の空き状況等により、ご希望に添えない場合があります。
- 感染症拡大等の影響により施設を利用できないことがあります。

5. 産後ケア事業の利用（ 年 月 日 ~ 年 月 日）

ケアプランに基づき助産師等がサービスを提供します。産後ケア事業利用後、施設へ利用料をお支払いください。訪問型の場合はその都度担当助産師にお支払いください。

施設によってキャンセル料をお支払いいただくことがあります。施設にご確認ください。

6. 利用後訪問（ 年 月 日）

産後ケア事業の利用後、困りごとがないか、市の事業担当者(助産師等)が家庭訪問等をします。

利用の変更や中止について

- 利用の変更や中止をする場合、お早めに利用施設と中央保健福祉センターにご連絡ください。日程や施設の変更をする場合、変更申請が必要となり、調整に数週間いただく場合があります。
- 何らかの理由で利用日を1か月以上延期する場合は、調査時と状況が変化している可能性があるため再度調査が必要です。中央保健福祉センターにご連絡ください。

よくある質問について

詳細は、「松戸市のホームページ 産後ケア事業」をご覧ください。



問い合わせ・申し込み先

松戸市 こども家庭センター 母子保健担当室 中央保健福祉センター

電話：047-366-7489（平日8時30分～17時00分）

所在地：松戸市竹ヶ花74-3